

日程第5. 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について、下記のとおり購入売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 小学校教科書改訂に伴う備品等購入事業。2. 契約の方法 随意契約。3. 契約金額 1,119万9,424円。4. 契約の相手方(住所) 那覇市港町4丁目6番4号(商号) 沖縄県教科書供給株式会社(氏名) 代表取締役 仲村広司。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま提案がございました議案4号について、内容説明をいたします。資料の最後、第4号資料ということで随意契約の理由について記してございますが、契約の方法を随意契約でしてございます。沖縄県教科書供給株式会社が、県で携わっているということでございます。町内にそういった取扱店がなく、直接向こうが搬入するかたちで今回随意契約をしてございます。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約の項目を適用しての随意契約でございます。2号、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、という項目を適用しまして、今回の随意契約となっております。

それでは、事業の概要について説明をいたします。件名は、平成27年度使用の小学校教科書改訂に伴う備品の購入事業でございます。納入の場所は、南風原町立小学校の4校で、南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校でございます。期間につきましては、平成27年2月19日から平成27年3月31日までに納付でございます。主な購入の内容につきましては、教師用の教科書、そして指導書、それが4校に配してございます。金額的には備品購入費として900万3,204円。これは、1万円以上の指導書等となっております。それから、消耗品として219万6,220円は、1万円未満の指導書と教科書についてとなります。合計で1,119万9,424円の備品物品の購入でございます。明細につきましては、4校ありますが南風原小学校を例として、教員用の教科書、それから教員用の指導書をそれぞれ

購入するものとして付けてございます。以上、内容の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 これは新しい指導要領か何か、国で決めて、それに基づいて本が出版されて、教育委員会か何かで選定するというようなかたちでやる教科書なのか。それとも毎年買うものなのですか。要するに、どういう経緯でこの教科書を買うと決定したのか。そのへんを説明してもらえませんか。詳しくでなくて結構ですので、だいたいの流れを説明してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。教科書は、基本的に4年に1回改訂されます。小学校4年に1回、中学校4年に1回です。これが2カ年ずつずれておりまして、平成24年には中学校の教科書改訂がございました。再来年には中学校の教科書改訂があることとなります。今回の平成27年改訂でした小学校は、また4年後に改訂があるということでございます。この4年間で教科書を改訂するという根拠法は調べてございませんが、これから調べて勉強いたします。指導要領につきましては、おおむね10年に1回の改正があることになっているようです。先だって新聞報道にもございましたけれども、道徳の教科化が予定されているということで、2018年ですから前回の教育要領が改定されてから7年目ということになるかと思えます。この教育要領の改定に合わせて教科書も改訂されていくということですが、10年間は指導要領が生きているわけですから、その中で逐次4年に1回教科書は改訂して、この要領のとおりにもっていく考え方だと認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 分かりました。その指導要領に基づいて4年に1回変えるのですが、例えば資料の1番目、NO. 1で『新編 あたらしいこくご 一上』とありますよね。では、この本と決めようというのは、どのような流れなのですか。八重山かどこかであったのですが、この地域でやるとか、島尻郡なのか教育の組織があると思うのですが、そういう地域で決めてやっているのか。それとも南風原町教育委員会で独自に決めていくのかなど、その流れはどのようなのですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 教科書の会社が何社もございまして、その会社が文部科学省の教科書検定を受けて、この検定に合格した教科書が目録として提示されるわけです。各地区には教科書選定の協議会がございまして、島尻地区、中頭地区、那覇地区などがありますから、その地区の教科書選定協議会のなかで調査をするということでございまして、全教科 16 社ほどあり、冊数にすると膨大な数になりますので市町村の教育委員会単独ではなかなか調査ができないということで、地区で協議会をもちましてそこに選定を依頼するわけです。その地区協議会のなかでは調査委員がおられまして、各教科 2 名ないし 3 名、特に算数・国語は 4 名ぐらいのときもあります。地区協議会で先生方を選定いたしまして、その先生方が調査をさせます。調査をした結果、島尻地区の各市町村の教育長や P T A 代表者だとか、それから一般の方だとか委員が選定されておりますので、その皆さんのヒアリングに答えながら、自分たちが調査した結果この本を薦めますというようなことをします。去年のものはどんなものだったのか、今年のはどうなのか、いろんなヒアリングを行いまして、最終的に地区協議会でこの本が望ましいというような答申を出すわけです。この答申は、各市町村の教育委員会に送られてきます。その答申をわれわれ市町村の教育委員会は定例教育委員会で審議いたしまして、その教科書を決定するという流れでございまして、基本的にこの答申どおりほとんど決まるわけですが、それには十分調査されている前提がございまして、同時に一町村だけ教科書が違うとなると島尻地区は先生方の異動もございまして不便も来すだろうということで、基本的には地区内の教科書はだいたい同じ教科書が選定されるというような流れがあるということでございまして、以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 4 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 4 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 4 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから、議案第 4 号 平成 27 年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。